

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。また、物品は、「資産評価及び固定資産台帳の手引き」第65段に基づき、取得価額が50万円以上の場合に計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の有価証券等

取得原価により計上している。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

「新地方公会計制度実務研究会報告書」の別表B3に記載の耐用年数に基づき、定額法により算出している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①賞与等引当金

財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上している。

②退職手当支給準備金

財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当支給額を計上している。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としている。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示している。

②消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式による。

2 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計、市町村職員退職手当特別会計、市町村非常勤職員公務災害補償等特別会計

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等は、普通会計の対象範囲としている。

(3) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられていることから、出納整理期間（令和3年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

- (4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合がある。
- (5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）
該当なし。
- (6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当なし。
- (7) 繰越事業に係る将来の支出予定額
該当なし。
- (8) 基準変更による影響額等（主なもの）
総務省方式改訂モデルに基づく普通会計ベースの平成26年度貸借対照表における「有形固定資産」2,725,487千円は有形固定資産の評価基準の変更等により29,489千円減少し、「有形固定資産」2,695,998千円としています。
また、総務省方式改訂モデルに基づく普通会計ベースの平成26年度貸借対照表における「基金等」773,567千円は性質に応じ有価証券、その他（流動資産）及び財政調整基金に計上したことにより773,567千円減少し、「基金」0千円としています。
- (9) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
該当なし。
- (10) 基金借入金（繰替運用）の内容
該当なし。
- (11) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
該当なし。
- (12) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）
該当なし。
- (13) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし。
- (14) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上している。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上している。

(15) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。）	△ 149,813 千円
投資活動収支	△ 88,897 千円
基礎的財政収支	△ 238,710 千円

(16) 既存の決算情報との関連性

①地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識している。

(17) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	△149,813 千円
減価償却費	71,194 千円
退職手当支給準備金の増減額	134,487 千円
賞与引当金等の増減額	911 千円
その他の資産・負債の増減額	0 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△356,405 千円

(18) 一時借入金の状況

該当なし。

(19) 重要な非資金取引

該当なし。